（【最初の出願の表示】）
（【国・地域名】）
（【出願日】）
（【出願番号】）
【提出物件の目録】
【物件名】　優先権証明書　1
【物件名】　（　）
〔備考〕
1　「【最初の出願の表示】」の欄の「【国・地域名】」、「【出願日】」及び「【出願番号】」には、特許法第43条第１項（同法第43条の２第２項（同法第43条の３第３項において準用する場合を含む。）、第43条の２第１項（同法第43条の３第３項において準用する場合を含む。）、第43条の３第１項若しくは第２項の規定又は1970年６月19日にワシントンで作成された特許協力条約に基づく規則4.10の規定による優先権の主張の基礎とされた出願をした国の国名（国際特許出願にあつては広域特許を与える任務を有する当局若しくは受理官庁を含む。）、出願の年月日及び出願の番号を記載する。ただし、特許法第43条第１項（同法第43条の２第２項（同法第43条の３第３項において準用する場合を含む。）及び同法第43条の３第３項において準用する場合を含む。）に規定する書面を提出したとき又は第27条の４第４項の規定により当該願書に、国の国名、出願の年月日及び出願の番号を記載したときは、欄を設けるには及ばない。２以上の優先権の主張を伴う特許出願の場合であつて、同時に２以上の優先権証明書を提出するときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。
（【最初の出願の表示】）
（【国・地域名】）
（【出願日】）
（【出願番号】）
（【最初の出願の表示】）
（【国・地域名】）
（【出願日】）
（【出願番号】）
2　［略］
様式第36の２（第27条の４関係）
［略］
〔備考〕
1　特許法第43条第１項、第43条の２第１項（同法第43条の３第３項において準用する場合を含む。）又は同法第43条の３第１項若しくは第２項の規定による優先権を主張しようとするときは、「【優先権の主張】」の欄には、「【パリ条約による優先権等の主張】」の欄を設け、その欄に「【国・地域名】」及び「【出願日】」の欄を設けて、国・地域名及び出願日を記載する。これらの優先権の主張の基礎とされた出願の番号を記載するときは、「【出願日】」の次に「【出願番号】」の欄を設けて、その番号を記載する。第27条の４第５項の規定により、第27条の３の３第３項第１号に規定する事項を記載して当該事項を記載した書面の提出を省

（【最初の出願の表示】）
（【国名】）
（【出願日】）
（【出願番号】）
【提出物件の目録】
【物件名】　優先権証明書　1
【物件名】　（　）
〔備考〕
1　「【最初の出願の表示】」の欄の「【国名】」、「【出願日】」及び「【出願番号】」には、特許法第43条第１項（同法第43条の２第２項（同法第43条の３第３項において準用する場合を含む。）、第43条の２第１項（同法第43条の３第３項において準用する場合を含む。）、第43条の３第１項若しくは第２項の規定又は1970年６月19日にワシントンで作成された特許協力条約に基づく規則4.10の規定による優先権の主張の基礎とされた出願をした国の国名（国際特許出願にあつては広域特許を与える任務を有する当局若しくは受理官庁を含む。）、出願の年月日及び出願の番号を記載する。ただし、特許法第43条第１項（同法第43条の２第２項（同法第43条の３第３項において準用する場合を含む。）及び同法第43条の３第３項において準用する場合を含む。）に規定する書面を提出したとき又は第27条の４第４項の規定により当該願書に、国の国名、出願の年月日及び出願の番号を記載したときは、欄を設けるには及ばない。２以上の優先権の主張を伴う特許出願の場合であつて、同時に２以上の優先権証明書を提出するときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。
（【最初の出願の表示】）
（【国名】）
（【出願日】）
（【出願番号】）
（【最初の出願の表示】）
（【国名】）
（【出願日】）
（【出願番号】）
2　［略］
様式第36の２（第27条の４関係）
［略］
〔備考〕
1　特許法第43条第１項、第43条の２第１項（同法第43条の３第３項において準用する場合を含む。）又は同法第43条の３第１項若しくは第２項の規定による優先権を主張しようとするときは、「【優先権の主張】」の欄には、「【パリ条約による優先権等の主張】」の欄を設け、その欄に「【国名】」及び「【出願日】」の欄を設けて、国名及び出願日を記載する。これらの優先権の主張の基礎とされた出願の番号を記載するときは、「【出願日】」の次に「【出願番号】」の欄を設けて、その番号を記載する。第27条の４第５項の規定により、第27条の３の３第３項第１号に規定する事項を記載して当該事項を記載した書面の提出を省略するときも同様